
平成20年第1回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成20年3月6日(木)

1. 議事日程第2号

平成20年3月6日(木) 午前10時開議

第1 議案質疑(議案第4号から議案第18号、議案第25号から議案第32号並びに諮問第1号)

第2 予算特別委員会の設置について

第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託(議案第4号から議案第18号、議案第25号から議案第32号、請願1件、陳情1件)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑(議案第4号から議案第18号、議案第25号から議案第32号並びに諮問第1号)

日程第2 予算特別委員会の設置について

日程第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託(議案第4号から議案第18号、議案第25号から議案第32号、請願1件、陳情1件)

出席議員(16名)

1 番 尾 方 嗣 男

3 番 河 野 博 文

5 番 佐 藤 左 俊

7 番 松 本 義 臣

9 番 江 藤 徳 美

11番 秦 時 雄

13番 藤 本 勝 美

15番 後 藤 勲

2 番 工 藤 重 信

4 番 菅 原 一

6 番 柳井田 英 徳

8 番 清 藤 一 憲

10番 宿 利 俊 行

12番 高 田 修 治

14番 日 隈 久美男

16番 片 山 博 雅

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 芝 原 哲 夫

議事係 長 穴 井 陸 明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小 林 公 明

副 町 長 日 隈 紀 生

教 育 長 西 野 重 正

総 務 課 長
兼自治振興室長 坪 井 万 里

企画財政課長 秋 吉 徹 成

税 務 課 長 大 塚 章 雄

福祉保健課長 松 山 照 夫

住 民 課 長 中 尾 拓

建設課長兼
公園整備室長 合 原 正 則

農 林 課 長 兼
農 業 委 員 会
事 務 局 長 麻 生 長三郎

商工観光課長 河 島 広太郎

水 道 課 長 佐 藤 健 一

会計管理者兼
会 計 課 長 大 蔵 喜久男

人権同和啓発
センター所長 吉 野 多紀江

学校教育課長 宿 利 博 実

社会教育課長
兼中央公民館長 小 川 敬 文

社会教育課参事 森 高 三

わらべの館館長 酒 井 恵一郎

行 政 係 長 村 木 賢 二

午前10時00分開議

○議 長（片山博雅君） おはようございます。

ただ今の出席議員は16名であります。

会議の定足数に達しております。

ただちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

○議 長（片山博雅君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集4ページをお開きください。

議案第4号、玖珠町男女共同参画推進条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番高田修治君。

○12番（高田修治君） この条例制定であります、思い起こせばといいますか、ちょうど私が現職

のときにこのプランを計画して、現在は人権同和啓発センターの方で担当ということでいいかと思いますが、この時期に、いろんな社会情勢が、女性を取り巻く条件もいろいろ変わってきて、そういう時期に、こういうプランから条例に格上げといいますか、してこられたのかなと思いますが、県下のこういう条例もうだいぶんできておるところが多いんじゃないかと、私の頃まだ2つか3つだったような気がします。その状況がわかれば説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（片山博雅君） 吉野人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長（吉野多紀江君） お答えをいたしたいと思います。

大分県下の状況につきましては、19年4月現在、条例が制定されておりますところは8市1町でございます。17年に2市、18年に4市1町、19年に2町であります。

それと、制定の経過でございますが、男女の平等を実現するために国際社会の取組みとも連動して、国や大分県においても男女共同参画社会基本法や大分県男女共同参画推進条例が制定されるなど、法制度が進められてきました。

本町におきましても、平成15年3月に、男女共同参画に関する基本計画であります「玖珠町男女共同参画プラン」の策定など、男女共同参画社会の実現に向けた様々な努力を行ってきました。昨年3月に実施しております「人権問題に関する町民意識調査」の結果では、家庭・地域・職場において男女平等はほぼ実現していると答えた方は50％であります。男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要だと思っております。

さらに、都市に比べて少子・高齢化がより急速に進んでおります本町におかれましては、次世代を担う青少年の健全な育成を図るとともに、男女共同参画の理念に基づいたまちづくりを進めていくことが重要課題となっております。

また、大分県下の市町村における条例制定率は、先ほどお答えいたしましたように、8市1町で、制定率は50％となっております。この3月までに本町ともう1市が制定する予定でございます。

○議長（片山博雅君） 12番高田修治君。

○12番（高田修治君） ありがとうございます。大体真ん中辺で制定できよるということで、大変前任といえますか、関係してきた者としては有り難く思っております。

ということで、内容的には、これは常任委員会で協議されることと思います。一番ほかの条例と違ってこういう条例は町の責務、町民の責務、それから事業者の責務というこういうことが必ず環境条例ですか、あのときにも出てきましたが、やはり住民からの盛り上がりといえますか、十分な話し合いをして取り組んでいただくと、これから折角できた条例がうまく回っていくんじゃないかということも期待をして、すみません、一般質問のことになりましたけれども、頑張っていってください。そういうことです。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 3番河野です。

この中で、審議会のところ、第17条で「推進を図るため玖珠町人権同和対策審議会」ということになっておりますが、ここの中でいろいろ協議をしていくというお考えですか。

○議長（片山博雅君） 吉野人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長（吉野多紀江君） そのとおりでございます。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） この玖珠町人権同和対策審議会、これに関することで人権擁護に関する条例というのがあると思うんですけど、これとこの条例はかなり沿っているところが出てくると思うんですよ。

ただ、人権擁護に関する条例の中にはね、町の責務、町民の責務というのはあるんですけど、事業者の責務というのはいないですよ。そしたら、その辺のところも、そちらの条例も改正しなければならない、そういうところがあるんじゃないかと思うんですけど、そしてまた、これはどのような法律に沿ってこの条例を進めていこうと思われているんですか。

この条例を進めていく中で、玖珠町の人権同和対策審議会という会があると思うんですけど、この中にやはり専門的な、法律家とか、治療にあたる医療関係の人とか、専門家、精神科医とかいろんな面でですね、そういうような人を入れていってしないと、ちょっと今までの考え方ではいかなれないところが出てくるんじゃないですか。

○議長（片山博雅君） 吉野人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長（吉野多紀江君） お答えいたします。

人権同和対策審議会というのは、人権に関する全てのことを審査していただいております機関でございます。男女共同参画に関しましても一応人権教育という部分にあてはまりますので、そちらの中で審査、審議していただきたいと今のところ思っております。

そして人権擁護の条例の改正につきましては、検討したいと思っております。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 今、お返事いただきましたが、やはりこの条例は、もうこれはもう本当にするのが当然だと思います。こういうことはですね、なくてはならないことと思っております。

しかし、本当にこういうことを掲げるだけでなく、実際にこれから先こういう問題が起こったときに、直ちに対処できるというか、そういうところまで取り組めるというか、この中に、こういう例えば、例えばの話してもいいですかね、例えば事業者、それから町の責務というようなところで、もしこういうところの事業者、町の責任者あたりがもしこういうことをしたときに、された人がどういうところに相談すればいいのか、そういう人たちが入っている会に持っていったら、相談してもなかなか相談しにくいというか、全く第三者にね、委ねて、そして第三者が本当に公平な立場でこういうことを判断できるというか、そういうようなことをちゃんとできるような、そういう今から審議会されると思うんですけど、そういうような審議会を作っていくって、ちゃんとした人権、またこの男女共同参画というか、こういうことが本当にできるような、これ掲げるだけでなく、実際こういう

ことができるようなところまで持っていつてもらいたいと思っておりますが。

○議長（片山博雅君） 吉野人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長（吉野多紀江君） 河野議員さんのおっしゃるとおり、いろんな面で努力していきたいと思っております。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案集8ページです。

議案第5号、玖珠町後期高齢者医療に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番佐藤左俊君。

○5番（佐藤左俊君） この制度はいろんな問題があつて、あつたといいますか、一方的にこういう制度がなったのではないかというふうに思っておりますが、こういう中で、特に75歳以上の方に新たなこういう制度ができたわけで、町としてですね、これまでいろんな啓蒙・啓発をされたと思うんですけども、4月1日をもってこういう制度になるということになります。この皆さん方のご説明といたしますか、少なくとも、この条例を制定しなければ前にいかないと思いますけれども、これに対するですね、いろんな説明等につきましては、今日までどういうふうに住民の皆さんにされたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 町民への啓発につきましては、町報等に載せたり、こういう、皆さんにもお配りしておりますけれども、パンフレットを回覧したり、いろんな面で周知徹底をしております。

それから、新聞等にも十分載っておりますし、そういう啓発をこれまで町として行ってまいりました。

以上です。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案集12ページをお開きください。

議案第6号、玖珠町特別会計設置条例の全部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案集13ページをお開きください。

議案第7号、玖珠町行政組織条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案集14ページをお開きください。

議案第8号、玖珠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番日隈久美男君。

○14番(日隈久美男君) 8号のですね、勤務時間の条例の改正、これ7条で、「任命権者は所定の勤務時間のうちに町長の定める基準に従い休息時間を置くものとする」が削除になっております。

今後はですね、国家公務員の人事院規則に従っていくのか、また、この勤務時間はどのように変更するのかお聞きしたいと思います。

○議長(片山博雅君) 坪井総務課長。

○総務課長兼自治振興室長(坪井万里君) お答えをいたします。

今回の改正は、そこに記載をしておりますが、人事院規則の改正に伴って条例改正を行います。

現在、その7条の削除の件でございますが、その7条に基づいて現在規則で15分の休息時間を設けるというふうになっております。現在、12時から15分間休息時間を設けております。

この廃止に伴って、その休息がなくなるわけですから、12時15分までの執務ということになります。

以上です。

○議長(片山博雅君) 14番日隈久美男君。

○14番(日隈久美男君) 現行はですね、15分の、4時間を連続勤務した場合15分間の休憩がある、これを除いて12時15分までということになるんですね。

それでは、これからの休憩はもう12時15分までないということで捉えてよろしいですか。

○議長(片山博雅君) 坪井総務課長。

○総務課長兼自治振興室長(坪井万里君) はい、休息時間は廃止ということでございますので、12時15分まで勤務をする。今までこの15分の休息の間に食事をとっておったわけですが、15分まで勤務ということですから、その後の昼食、そして休憩ということになるかと思えます。

○議長(片山博雅君) 14番日隈久美男君。

○14番(日隈久美男君) ほかの市町村では、時間差でですね、時間差出勤とか、いろんな町民ニーズに応えるような勤務時間体制をとられております。

またですね、休憩がないということは非常に辛いと思いますけれども、このようなことでやるというようなことでありますので、また、休憩時間等のね、兼ね合いといたしまして、時差出勤とかいろんな面でまた考えていただきたいと思っております。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案集15ページです。

議案第9号、玖珠町基金条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 先日もあったんですけど、これも元気の里、童話の里元気プロジェクト支援基金ですかね、こういうのを住民の方がこういうふうをお願いしたいとしたときに、それを決定するというか、そういう機関はどういうふうにされているんですか。ぴしゃっとして審査会とかそういうのがぴしゃっとあるんでしょうか。

○議長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 今現在、うちの方に来ましたら、うちの方で審査をして決裁をとるということです。非常に難しい問題がある場合においては、行政企画委員会で協議することもありますけれども、基本的には企画財政課企画係で内容を検討して、そしていろんな条件等が整いましたら、上司決裁の中で決定するというものの流れになっております。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 3番河野です。

ということは、大体そんなに難しい問題じゃなかったら、企画課の中で大体決めていくというようなことで理解していいですかね。

○議長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 最終的には、窓口でいろんな条件を整えまして、そして上司決裁ということで、最終的には決裁があって決定ということになります。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページをお開きください。

議案第10号、玖珠町国民健康保険条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案集18ページです。

議案第11号、玖珠町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案集19ページをお開きください。

議案第12号、玖珠町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案集20ページです。

議案第13号、玖珠町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案集22ページをお開きください。

議案第14号、玖珠町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案集24ページをお開きください。

議案第15号、玖珠町立保育所設置及び管理条例の廃止について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案集25ページをお開きください。

議案第16号、大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案集26ページです。

議案第17号、土地の取得について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案集27ページをお開きください。

議案第18号、町道路線の認定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第25号から議案第32号までの8議案は、平成20年度玖珠町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります。

審査につきましては、予算特別委員会を設置し、付託いたしたいと思いますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

最初に、議案第25号、平成20年度玖珠町一般会計予算について、質疑を行います。

議案第25号は別冊となっています。

最初に、2ページ、第1表 歳入歳出予算、歳入から、歳入歳出予算事項別明細書、14ページ歳出まで、質疑ありませんか。

12番高田修治君。

○12番(高田修治君) 先日の町長さんの町政執行の基本的な考え方の中でも述べられておられました、今年度当初予算が4.46%の増ということで言われました。これはそのときに説明がありましたとおり、交付税の算定基礎が変わって、その中の「頑張る地方応援プログラム」、それから「地方再生対策費」という伸びの読める交付税が読めるというようなことではなかったと思いますが、そういう

ことでいいのかどうか、そういう判断でいいのかどうかというのが1点です。

それから、これは今後ずっと続くような交付税なのか、それとも暫定的な措置でやられたのかというのが1点です。

その2つにつきましてお尋ねしたいのと、19年度の決算をもとに秋には地方財政健全化法に基づきます指標の公表等出てくると思います。だんだん非常に財政的な勉強をしないと私たちもわからないところがたくさん出てきそうでありますので、今後そういう勉強会もしていただきたいなとも思っております。

まず県も交付税はいろいろありましたけども、臨調ですか使った関係で、やはり、臨債ですね、臨時財政対策債を使っただけで増と数字的にはなっておるということも新聞報道されておりました。そういうような今言いました増の原因と、暫定的なものかということをもっとお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 今、前段で質問のありました町長が提案理由の説明の中で言ったことについては、そのとおりでございますし、もう2点目の「頑張る地方応援プログラム」についても、今のところは続くように私どもとしては考えております。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

小林町長。

○町長（小林公明君） ただ今、企画財政課長が答えたとおりでありますけれども、最後の質問についての答弁が抜けておりましたので、補足するということ大変おかしいんですけども、改めてお答えを申し上げたいと思います。

交付税の伸びがあるのかということについては、財政課長が言ったとおり、今年に限ってはこういう伸びが見込めるものというふうに思っております。

ただ、これは地域特例枠の地域活性化の特例枠というものが交付税の基準財政需要額の中に4,000億円設けられたわけでありまして、それを人口だとか面積だとか高齢者の割合とかではじくわけがあります。交付するわけですが、その基準財政需要額が増えるということだけでありまして、交付額そのものには結びつかないわけがあります。

それと、最も大きな問題は、この4,000億の、今年措置した4,000億の財源でありますけれども、国の地方交付税交付金特別会計の中で、これまで借り入れてきた33兆円というものを、19年度と20年度6,000億返す予定になっておりました、それぞれ。それを22年度以降に繰り延べて、その財源を先ほどの4,000億の特例枠の財源を確保したといういきさつがありますので、これは将来ずっと続くものでは、財源的には続くものではないということでもあります。

それから、財政破綻法の関係でありますけれども、財政破綻法が制定されまして、いわゆる財政破綻法でありますけれども、いろんな財政構造に関する指標は、これまでの地方財政再建特別措置法の時代とは違って来たわけでありまして、私どもの方で財政破綻法に基づく実質公債比率だとか、ある

いは連結関係の赤字だとか、そういうものを推算いたしますと、財政破綻法に基づく事前の再建指導団体というのがありますけれども、そういう団体に該当するような基準には達していないということでございます。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、15ページ歳入、1款町税から26ページ、15款国庫支出金、2目民生費国庫委託金まで、質疑ありませんか。

10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 10番宿利です。

まずですね、15ページの、個人の住民税が昨年比で933万3,000円ほど減っております。この中を見ると、特徴が減っておるというふうな数字になっておりますね。これはどういうことなのかお聞きしたいのと、それから、特徴の分が減っておりますが、900万程度ですからですね、例えば滞納繰越分が250万今上げてありますですけど、現在、町民税の滞納は恐らく億単位の金額だというふうに私は思っておるんですね。ですからこの辺をですね、やはり引き上げてある程度の目標を立ててやる必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

それから、次の固定資産税ですけど、これは対前年比では1,200万ほど増加しておるんですが、ご案内のようにですね、ここは中山田のクリーンランドが昨年ああいうふうで整理いたしておりましてですね、このウエイトというのはかなり多かったのではなかろうかなと思っております。これがどのくらいの減収になっておるのかですね。

ですから、もう一度先に返りますけど、個人町民税は特に税制改正あたりがありまして、いわゆる定率減税の廃止とか、あるいは高齢者控除の廃止とかそういうのがあって、地方にいわゆる税源移譲ということが国は示されておるんですが、我が町ではそれが受けられていないというようなことなんですけど、その辺をちょっとお聞きいたしたいなと思っております。

○議長（片山博雅君） 大塚税務課長。

○税務課長（大塚章雄君） それではお答えいたします。

個人住民税につきましては、議員さん言われましたように、特別徴収の方で前年比較約600万の減をみております。普通徴収において400万の減、退職分離については、若干ですがプラスという形で前年比較は出て、比較としてマイナスの933万3,000円、1.7%の減ということでみておりますが、積算としましては、課税状況、それから過去の資料等見まして、納税義務者の減、それから所得等の減等が主な内容でこういう数字を出しております。

それから、固定資産につきましては、前年比較で1,266万4,000円のプラス、1.6%ですが、これも今年評価替え等ありませんので、前年比較を見まして、償却資産の減、それから家屋等の新築分等のプラスという形で、こういうふうな形で予算をしております。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 固定資産については、いわゆる今課長がおっしゃったように、家屋の新增分あたりが寄与しておるといわれております。したがってですね、これはすぐ今わかるかどうかわかりませんが、中山田のクリーンランドはこれはどのくらいな減収になったというか、私はかなりのね、税額が上がっておったからですね、この辺は対前年度比ではかなり厳しいのではなかろうかなと思っておったんですけどですね。

○議長（片山博雅君） 大塚税務課長。

○税務課長（大塚章雄君） これは今年度、19年度光速技研の方から売買の形で現在所有権が移っておりますが、19年度におきまして約九百数十万の固定資産の方が入っております。それで、固定資産の土地等につきましては、今まであいう形でありましたけど、今年から、20年からは入ってくるんじゃないかということで、その分については増の要因の方でみております。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） わかりました。かなりの建物がありましたわね、これをほとんど減失したからですね、かなり固定資産税は減っておるというふうに私は理解しておるわけですね。ですから、これまでは税金はあったけどですね、ご案内のようにずっと滞納できておったから、本年度はそれがなくなったから収納率あたりもかなり上がってくるんじゃないかなろうかなとそういうふうに思ってるんですよ。ですから、900万ということになると、かなり徴収率等にもやっぱ影響してくるような気がしますからですね、今後ですね、土地の分はまだ残っておるということでございますので、引き続いてこの辺は厳しく徴収をしていただきたいなとそういうふうに思っております。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） では、次に同じく26ページ、16款県支出金から36ページ、22款町債10目臨時財政対策債、歳入最後まで質疑ありませんか。

10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 10番宿利です。

27ページの地籍調査事業費の補助金、これは県補助なんですけどですね、これは3,900万であります。これは次の出のところでは約4,700万ぐらいで業者に委託をしておりますが、この額は、もうこれは県からくるんでしょうけどですね、今後どれだけ国調の時間がかかるのか、そして国の助成はないのかですね、これから見ますと県の助成だけで国の助成がない。そして、やはり一般財源を打立てて業者に委託をしておると、そして調査をしておるというような状況なんですけど、今後こういったことについて、県あたりにさらに値上げをするような考えはないかどうかですね。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） お答えいたします。

この地籍調査につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で事業実施をいたして

おります。

今後どれくらいかかるのかというご質問でございますが、これにつきましては、今年度は、直営が3.17平方キロ、委託外注ですが1.6平方キロということで、進捗率としましては20%強という具合でございます。今後については、かなりの今のスピードでいけばかかるというふうに思っておりますが、幾分これ、立会いがスムーズにいかないと、どうしても時間がかかるという現状がございます。できるだけ総力を挙げてこの事業に完成に向けて取り組みたいというふうには思っておりますが、何分、地権者のご協力がないと進まない事業でございます。ご質問にありましたようにできるだけ早く完了したいというふうには思っております。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） でね、現在町内をね、どういいますか、あっちこっちという言葉がいいかどうか分かりませんが、各地区に分散してやっておりますですね。で、これの調査の成果というか、例えばね、山林あたりは、台帳面は1反しかないけど、実際この国調を入れたときに、1町とかあるいは5反とかですね、非常に伸びが出てるわけですね。そういった伸びがでたのは、税務課の方ではどういうふうな扱いになるのか、その評価替えをやっぱりして、それが国調の調査の成果ということで即税金がかかってくるのかどうか。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） ご質問の件なんです。大抵現実には調査をしますと、とりわけ山林につきましてはかなりの面積が増えているという現実がございます。

この成果については、地籍調査が済みますと、税務課の方にその資料を送付いたしております。で、現在の段階、その資料の送付について、その実績につきましては、税務の方ではその見直しをして課税するという部分、方法はとっておりません。

と申しますのは、その全町調査が終わるわけじゃございませんし、一部の地区だけの分でございますので、なかなか課税上でも問題があるという判断から、資料としては税務の方に届いておりますが、現在、課税の見直しはされてないという状況でございます。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 宿利です。最後になりますが、これはもう調査はね、専門の方ですかね、上村さんですね、この方に委託をしてあるんですが、もうこの方がずっと玖珠町の国調が終わるまでなさるということですか。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） 現在お願いしております、外注でお願いしております会社、これに終わるまでということではございません。毎年入札をしまして、取ったところをお願いするということでございますので、1年1年その年の調査の会社は決まってくると思っています。

○議長（片山博雅君） これより歳出に入ります。

議員の皆さん、これは開会のときに町長の所信表明とかいろいろの提案されるわけですね。再度聞

きたい場合は一般質問の時間で十分とるようにしてもらいたい。

○10番（宿利俊行君） 29ページの、これは保健体育費の県補助なんですけど、1,618万5,000円ですか、これの算定基礎はどういうふうになっておるのかですね。

○議長（片山博雅君） 森社会教育課参事。

○社会教育課参事（森 高三君） お答えいたします。

この国民体育大会の運営交付金というものでございますけども、これは会場地市町村の財政負担の軽減と円滑な運営を図るために、会場地市町村の交付金として、第63回国民体育大会会場地市町村運営交付金要綱に基づきまして、県の交付要綱に基づきまして交付されるものでございます。

その算定基礎につきましては、大きく3つございまして、標準経費、それから特別経費、そして炬火イベント経費がございまして、標準経費につきましては、会場地市町村割、また競技役員数割、それから競技補助員数割、競技会場数割というような感じで、競技を受け入れるための経費として交付されるものでございます。

さらに、特別経費といたしまして、仮施設整備ですね、スタンドを造ったりテントを設置したり、そしてトイレを設置したりという、この仮施設整備に、そして競技用の消耗品、それから備品借上、それから輸送経費、これはバスを借り上げたり、選手を送るためのバスを借り上げたり、タクシーを借り上げたり、そしてそういったいわゆる借上げ、輸送のための経費、それから民泊などを実施するための経費ということで特別経費が設置されています。

さらに、炬火イベント経費ということで、オリンピックで言います聖火のことなんですけども、国体では炬火という名前でお呼びしておりますけれども、炬火イベント経費として、採火式及び炬火イベント経費、これに係る経費を交付しようということで、以上、標準経費、特別経費、炬火イベント経費として支出されます。

この補助交付金の交付割合は、全て3分の2を基準にしております。交付対象経費の3分の2ということでございまして、さらに、炬火イベントにつきましては3分の1をさらに追加いたしまして、結果的には3分の3ということになってます。

そういう算定基礎によって1,618万5,000円が交付されるということになっています。

以上であります。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） これより歳出に入ります。

37ページ、1款議会費から、53ページ、2款総務費6項監査委員会費まで、質疑ありませんか。
10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 宿利です。38ページですね、賃金の中に産休代替というのが966万7,000円ほどあります。昨年から見ますと約倍あるということなんですね。で、これは役場の女性職員が対象だろうとそういうふうに思っております。

現在ですね、役場の中には女性職員が何人いらっしゃるのか、そしてこの産休代替の対象といたしますか、方が何人いらっしゃるのか。

というのは、これは私どもは昨年ですね、鳥取県の日南町に視察に行ったんですが、ここで、視察のときに日南町の総務課長さんが、日南町では子どもを産む環境にあるのは、役場の職員、農協の職員、郵便局の職員ぐらいだというふうなことを言っておったんですけどですね、私は、是非こういうふうな産休代替をできるような環境に、職場環境にしていきたいものだなと。そして、こういった産休の方々ですね、本当に条例どおりとか、あるいは規定どおりとかに取れるようにしていただいて、そして、できればその鳥取県の日南町ではないけど、本当に1人に3人4人というふうなですね、これだけ少子化になったときに、私はそんな気がいたしております。

したがって、こういうような予算は大いにですね、今後とも付けていただいてそういう環境整備をしていただけるなら有り難いなど、そのように思っていますが。

○議長（片山博雅君） 坪井総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（坪井万里君） 職員の女性の数は今ちょっと把握しておりませんので、後ほどお知らせをいたしますが、この当初予算に上げておりますこの966万7,000円の算定でございますけれども、7名の産休予定者に対しての予算措置でございます。

産休が7名見込まれるということでございます。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） そうしますとですね、昨年あたりの実績ではどの程度の産休を取られておるかですね、わかれば。

○議長（片山博雅君） 坪井総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（坪井万里君） 後ほど資料を差し上げます。

○議長（片山博雅君） 次に、54ページ、3款民生費から70ページ、5款労働費まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、同じく70ページ、6款農林水産事業費から81ページ、7款商工費3目観光費まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、同じく81ページ、8款土木費から95ページ、9款消防費5目災害対策費まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、同じく95ページ、10款教育費から116ページ、教育費7目国体事業費まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、同じく116ページ、11款災害復旧費から120ページ、14款予備費まで、

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(片山博雅君) 次に、121ページ、継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の振興状況等に関する調書から125ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長(片山博雅君) 次に、127ページ、平成20年度玖珠町給与費明細書142ページ、最後まで質疑ありませんか。

(な し)

○議長(片山博雅君) 議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号、平成20年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑を行います。

議案第26号は別冊となっています。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(片山博雅君) 議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号、平成20年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について、質疑を行います。

議案第27号は別冊となっています。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(片山博雅君) 議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号、平成20年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑を行います。

議案第28号は別冊となっています。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(片山博雅君) 議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号、平成20年度玖珠町老人保健特別会計予算について、質疑を行います。

議案第29号は別冊となっています。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（片山博雅君） 議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号、平成20年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、質疑を行います。

議案第30号は別冊となっています。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 宿利です。もう内容ではなくしてですね、このね、返済というかね、については、県あるいは国の段階でね、何か手立てをしておるといふような話を以前お聞きしておったんですが、その辺はね、現在進んでおるのかどうかそこを。

○議長（片山博雅君） 吉野人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長（吉野多紀江君） 国におきましても実質的に困難な方につきましては、全額みて下さいという要望は毎年行ってるようですけど、今のところまだ状況的には進んでおりません。県についても同じです。

○議長（片山博雅君） 議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号、平成20年度玖珠町簡易水道特別会計予算について、質疑を行います。

議案第31号は別冊となっています。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号、平成20年度玖珠町水道事業会計予算について、質疑を行います。

議案第32号は別冊となっています。

一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 議案第32号の質疑を終わります。

議案集に戻ります。

議案集28ページ、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 以上で質疑を終了いたしました。

坪井総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（坪井万里君） 先ほど、宿利議員のご質問にお答えをいたします。

本町の女子職員の数でございますが、職員200名中61名が女子職員でございます。

それから産休の昨年度の実績でございますが、7名の産休代替でございます。金額は618万6,825円でございます。

以上です。

○議長（片山博雅君） 以上で質疑を終了いたします。

日程第2 予算特別委員会の設置について

○議長（片山博雅君） 日程第2、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

おはかりします。

議案第25号から議案第32号までの8議案は、平成20年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります。

8名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査の付託をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、平成20年度当初予算8議案は、8名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査の付託をすることに決定いたしました。

ここで、委員会構成のため暫時休憩いたします。議員の皆さんは議員控室にお集まりください。執行部の皆さんはこのまま暫くお待ちください。

午前10時57分 休憩

△

午前11時15分 再開

○議長（片山博雅君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

予算特別委員会委員の選任を行います。

予算特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名することになっております。

これから予算特別委員会委員を指名いたします。

1 番 尾方嗣男君 3 番 河野博文君 5 番 佐藤左俊君 7 番 松本義臣君

9 番 江藤徳美君 11番 秦 時雄君 13番 藤本勝美君 15番 後藤 勲君

の8名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました8名を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただ今設置しました予算特別委員会委員の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第7条の規定により、委員会において委員の互選となっております。委員の方々は正副委員長の選任をお願いします。

ここで暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

△

午前11時16分 再開

○議長（片山博雅君） 再開します。

ただ今設置されました、予算特別委員会委員長に、15番 後藤 勲君、副委員長に、5番 佐藤左俊君が選任されました。

日程第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託（議案第4号から議案第18号、議案第25号から議案第32号、請願1件、陳情1件）

○議長（片山博雅君） 日程第3、上程議案並びに請願・陳情の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第4号から議案第18号の15議案については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しました付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第18号の15議案は、お手元に配付いたしました付託表のとおりそれぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

次に、議案第25号から議案第32号までの8議案については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおり、予算特別委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第32号までの8議案は、お手元に配付いたしました付託表のとおり、予算特別委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

次に、請願1件、陳情1件につきましては、会議規則第95条の規定により、あらかじめお手元に配付いたしました付託表のとおり、各委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、請願 1 件、陳情 1 件は、お手元に配付いたしました付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議 長（片山博雅君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

なお、明日 7 日から 16 日までの 10 日間は各常任委員会、予算特別委員会及び議案考察のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、明日 7 日から 16 日までの 10 日間は各常任委員会、予算特別委員会及び議案考察のため休会とすることに決しました。

本日はこれで散会します。ご協力ありがとうございました。

午前 11 時 20 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 20 年 3 月 6 日

玖 珠 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員